

事 務 連 絡
平成 28 年 1 月 25 日

各正会員
事務局責任者 様

公益社団法人全国産業廃棄物連合会
専務理事 森谷 賢

最終処分場維持管理積立金に係る
租税特別措置法の特例措置について（お知らせ）

当連合会の事業の運営につきましては、日頃から格別のご協力を賜りまして厚く御礼申し上げます。

さて、廃棄物最終処分場の維持管理積立金につきましては、租税特別措置法（第 20 条の 2、第 55 条の 6 及び第 68 条の 46）により、同積立金を損金又は必要経費に算入できる税制上の特例措置が講じられているところです。この税制上の特例措置は有効期間が 2 年と定められており、本年度がその最終年度にあたることから、当連合会では特例措置の延長に向けて要望活動を行ってまいりました。

この度、別紙 1 のとおり、特例措置の適用期限の 2 年間延長が認められましたので、ご報告いたしますとともに、最終処分場を所有する会員企業への周知と会員企業に対する利用の働きかけをお願いします。

なお、平成 27 年 6 月 17 日付事務連絡「最終処分場維持管理積立金に係る租税特別措置法の特例措置の使用実態調査について」にてお知らせいたしました調査に回答いただいた最終処分業者に対しては、当連合会から別紙 2 により周知いたしましたことを念のため申し添えます。

（担当：調査部 鈴木）